

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 21 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 総務課

少子化総合対策室

専門官 田口 雅之(内線 7943)

育成環境係 松村 智史(内線 7908)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2493

国立国会図書館 国際子ども図書館

企画協力課広報係

(直通電話) 03(3827)2041

厚生労働省の社会保障審議会が推薦する児童向け出版物の 展示会「子どもを健やかに育てる本 2016」を開催します

開催期間：1月24日～2月19日、会場：国立国会図書館 国際子ども図書館（東京都台東区）

厚生労働省では、平成 29 年 1 月 24 日から 2 月 19 日まで、国立国会図書館 国際子ども図書館と共催で、平成 27 年度に厚生労働省の社会保障審議会が推薦した児童向けの絵本や図書全 38 点を展示する「子どもを健やかに育てる本 2016 - 厚生労働省社会保障審議会推薦 児童福祉文化財（出版物）」（以下、展示会）を、同図書館レンガ棟 3 階・本のミュージアムで開催しますので、お知らせします（入場無料）。

「児童福祉文化財」は、幼児から高校生向けだけでなく、子どもに関わる保育士などが保育や指導を行う上で参考にしてもらえるように、厚生労働省の社会保障審議会が毎年、「出版物」「舞台芸術」「映画・メディア等」の 3 分野から優秀作品を推薦する制度です。厚生労働省は、この 3 分野のうち、出版物について、「子どもたちに読んでほしい本」と題し、広報啓発ポスターを作成するなどして普及に努めています。

展示会の会場では、平成 27 年度に社会保障審議会が推薦した出版物を実際に手に取って読むこともできます。

【開催概要】

1. 日時 平成 29 年 1 月 24 日(火)～2 月 19 日(日)
2. 開館時間 9 時 30 分～17 時
(会期中の休館日 月曜、2 月 11、15 日)
3. 会場 国立国会図書館 国際子ども図書館
レンガ棟 3 階・本のミュージアム
(東京都台東区上野公園 12-49)
4. 内容 (1) 厚生労働省 社会保障審議会推薦の児童福祉文化財 (27 年度出版物委員会推薦分) 38 点の展示
(2) 説明パネル、広報啓発ポスターの展示



【広報啓発ポスター】



国際子ども図書館について

国際子ども図書館は、国内外の児童書に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行う国立の児童書専門図書館です。平成 12（2000）年 1 月に国立国会図書館の支部図書館として設立され、同年 5 月に部分開館し、平成 14 年（2002）5 月に全面開館しました。

「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」という理念に基づき、次の三つの基本的な役割をもつ図書館として活動を行っています。

○基本的な役割

■児童書専門図書館としての役割

国内外の児童書及び関連資料を広範に収集・保存・提供するとともに、調査研究、研修、情報発信等を通して、児童書や子どもの読書にかかわる多様な活動を支援します。

■子どもと本のふれあいの場としての役割

国内外の児童書の提供、各種催物、見学、情報発信等を通して、すべての子どもを対象として図書館や読書に親しむきっかけを提供します。

■子どもの本のミュージアムとしての役割

児童書に関する展示会やそれに関連した講演会、各種イベント等を通して、児童書の持つ魅力を広く一般に紹介します。



- 所在地： 東京都台東区上野公園 12-49
- 代表番号： 03(3827)2053
- 開館時間： 9時30分～17時
- 休館日： 月曜日、5月5日を除く国民の祝日・休日、第3水曜日、年末年始
- アクセス： JR上野駅公園口またはJR鶯谷駅南口から徒歩10分
- 入場料： 無料
- ホームページ： <http://www.kodomo.go.jp/>

厚生労働省 社会保障審議会推薦 児童福祉文化財について

Q. 厚生労働省社会保障審議会推薦児童福祉文化財とはなんですか。

厚生労働省が子どもたちや家族、保育士など子どもと関わる立場の人向けに推薦する、「出版物」「舞台芸術」「映画・メディア等」の作品のことで、絵本や児童書、演劇や人形劇、ミュージカルやコンサート、映画、テレビ番組など、幅広い分野を対象にしています。

推薦は、昭和26年から毎年行っており、平成27年度推薦分は3分野で72作品が選ばれました。

Q. どうして厚生労働省が推薦しているのですか。

子どもたちの健やかな育ちを推進している厚生労働省では、子どもが家族と一緒に、小さなうちから優れた絵本や劇、映像に触れることで、健やかな成長が促されると考えています。また、子育てをする家族の心にもゆとりと豊かさが生まれることで、子どもと親とが落ち着いた関係を築きやすくなるとも考えています。

こうした考えに基づき、「児童福祉法」でも社会保障審議会が児童福祉文化財の推薦を行うと定めています。

Q. どのようにして推薦作品を決めているのですか。

制作者や販売者から申請のあった作品について、分野ごとに設けた選定委員会の委員が審査し、審議会として推薦を決めています。委員には、各分野（出版物、舞台芸術、映像・メディア等）に詳しい学識経験者や、図書館司書など実際に現場で子どもたちに接する人などが含まれています。

推薦作品は、随時、厚生労働省のホームページ等で公表するほか、特に優れた作品については、毎年5月に開催する児童福祉週間の中で厚生労働大臣表彰を行っています。

Q. 推薦作品を知りたいのですが。

厚生労働省のホームページで、直近の推薦作品を見ることができます。

(厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の“子ども・子育て” → “子ども・子育て支援” → “子育て支援” → “児童福祉文化財”)

Q. 問い合わせ先

作品についての質問や作品の申請方法などの問い合わせは、以下で受け付けています。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化総合対策室内
社会保障審議会 福祉文化分科会事務局
TEL : 03-5253-1111 (代表) 内線 : 7910 (育成環境係)